

第1回定期総会議事録

1、日時

令和5年1月6日(金)

2、場所

中津市役所 3階 会議室

3、出席委員

1番橋本(省)委員、2番坪根委員、3番高倉委員、4番白木原委員、5番奥委員、6番田畑委員、8番中原委員、9番石川委員、10番田上委員、11番松田委員、12番百留委員、13番玉麻委員、14番梶原委員、15番村上委員、最適化推進委員 12名(廣津、前田、長谷川、宮瀬、黒土、武信、村本、浦野、岡崎、尾家、加藤、北村)

4、欠席委員

7番多村委員、濱田推進委員、岩渕推進委員、北山推進委員、高橋推進委員、鷹崎推進委員、井上推進委員、臺推進委員、江島推進委員、苅北推進委員、新谷推進委員

5、事務局

用松局長、井倉次長、桑島次長、井上

6、議題

別紙議案書のとおり。

7、開会

午前9時30分 開会を宣する。

8、署名委員

5番 奥委員、13番 玉麻委員

用松局長

それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中 14名の出席であります。農業委員会に関する法律第20条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。

議長  
(中原会長)

それでは、只今より令和5年第1回定期総会を開催致します。  
議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

議長

それでは、議事録署名委員を5番 奥委員、13番 玉麻委員にお願いします。よろしく申し上げます。

議案審議

議第1号

議長

農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について

議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について事務局から1番の説明をお願いします。

事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、1番について、調査の報告を奥委員にお願いします。
5番（奥）	（1番の申請地の場所について説明） 1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が自作をするとのことでございます。
議 長	ただいま、1番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。 それでは2番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、2番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。
6番（田畑）	（2番の申請地の場所について説明） 2番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が5条申請をするとのことでございます。
議 長	ただいま、2番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は承認と致します。 それでは3番から4番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、3番から4番について、調査の報告を田上委員にお願いします。

10番（田上）	<p>（3番の申請地の場所について説明）</p> <p>3番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が自作をするとのことでございます。</p> <p>（4番の申請地の場所について説明）</p> <p>4番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が自作をするとのことでございます。</p>
議長	<p>ただいま、3番から4番について、調査の報告が田上委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認め、3番から4番について当委員会は承認と致します。それでは5番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（井倉）	<p>議案朗読</p>
議長	<p>それでは、5番について、調査の報告を村上委員にお願いします。</p>
15番（村上）	<p>（5番の申請地の場所について説明）</p> <p>5番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。解約後は貸人が利用権を設定するとのことでございます。</p>
議長	<p>ただいま、5番について、調査の報告が村上委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認め、5番について当委員会は承認と致します。</p>
議案審議 議第2号 議長	<p>空き家バンク付随農地について 議第2号空き家バンク付随農地について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局（井倉）	<p>議案朗読</p>

議 長	事務局からの説明ですが、ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議はございませんので、空き家バンク付随農地については承認といたします。
議案審議 議第3号 議 長	農用地利用集積計画(案)について 議第3号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、審議に入る前に廣津推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので、一時退室をお願いします。
	廣津推進委員、退室
議 長	それでは、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 (田中)	(農政振興課 担当 説明)
議 長	ただいま、農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政振興課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。 廣津推進委員は入室してください。
	廣津推進委員、着席
議 長	それでは、議第3号農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興課担当より説明をお願いします。
農政振興課 (田中)	(農政振興課 担当 説明)
議 長	ただいま、農用地利用集積計画(案)の所有権移転について、農政振興

	課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の所有権移転については承認といたします。
議案審議 議第4号 議長	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局(井倉)	議案朗読
議長	それでは、1番について、調査の報告を坪根委員をお願いします。
2番(坪根)	(1番の申請地の場所について説明) 1番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。
議長	ただいま、1番について、調査の報告が坪根委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 それでは、2番について事務局より説明をお願いします。
事務局(井倉)	議案朗読
議長	それでは、2番について、調査の報告を橋本委員をお願いします。
1番(橋本)	(2番の申請地の場所について説明) 2番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。

議 長	ただいま、2番について、調査の報告が橋本委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。3番の審議に入る前に、黒土委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	黒土委員、退室。
議 長	それでは、3番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、3番について、調査の報告を白木原委員をお願いします。
4番 (白木原)	(3番の申請地の場所について説明) 3番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。
議 長	ただいま、3番について、白木原委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。黒土委員は入室してください。
全委員	黒土委員、入室。
議 長	それでは、4番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、4番について、調査の報告を白木原委員をお願いします。

4番（白木原）	（4番の申請地の場所について説明） 4番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。
議 長	ただいま、4番について、白木原委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。それでは、5番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、5番について、調査の報告を奥委員をお願いします。
5番（奥）	（5番の申請地の場所について説明） 5番について報告いたします。双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。
議 長	ただいま、5番について、奥委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	（異議なし）
議 長	異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。それでは、6番について事務局より説明をお願いします。
事務局（井倉）	議案朗読
議 長	それでは、6番について、調査の報告を田畑委員をお願いします。
6番（田畑）	（6番の申請地の場所について説明） 6番について報告いたします。双方確認の結果、贈与で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。

議 長	ただいま、6番について、田畑委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。 それでは、7番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、7番について、調査の報告を松田委員をお願いします。
11番 (松田)	(7番の申請地の場所について説明) 7番について報告いたします。 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。
議 長	ただいま、7番について、松田委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。 それでは、8番について事務局より説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、8番について、調査の報告を玉麻委員をお願いします。
13番 (玉麻)	(8番の申請地の場所について説明) 8番について報告いたします。 双方確認の結果、売買で間違いありません。譲受人は農地取得要件を満たしており、現地は境界もはっきりしているため問題ありません。
議 長	ただいま、8番について、玉麻委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。



全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第5号 議 長	農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について 議第5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。
事務局(井倉)	議案朗読
議 長	1番について現地調査の報告を前田推進委員にお願いします。
前田推進委員	(1番の申請地の場所について説明) 1番について報告いたします。転用目的は農業用倉庫用地です。雨水排水は自然浸透になります。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、1番について、調査の報告が前田推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 2番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。
	橋本委員、退室。
議 長	それでは事務局2番について説明をお願いします。
事務局(井倉)	議案朗読
議 長	それでは、2番について、調査の報告を白木原委員にお願いします
4番(白木原)	(2番の申請地の場所について説明) 2番について報告します。転用目的は、貸資材置場用地です。雨水排水は地下浸透です。周囲に同意も得ています。境界もはっきりしており特に問題はないと思われれます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長	ただいま、2番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 橋本委員は入室してください。
	橋本委員、着席。
議 長	それでは事務局3番について説明をお願いします。
事務局(井倉)	議案朗読
議 長	それでは、3番について、調査の報告を加藤推進委員をお願いします
加藤推進委員	(3番の申請地の場所について説明) 3番について報告します。転用目的は、貸駐車場用地です。雨水排水は水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われま す。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、3番について、調査の報告が加藤推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。
議案審議 議第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について
議 長	議第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件につい て、1番より議案の説明をお願いします。
事務局(井倉)	議案朗読
議 長	それでは、1番について調査の報告を前田推進委員をお願いします。

前田推進委員	(1番の申請地の場所について説明) 1番について報告します。転用目的は、賃貸共同住宅用地です。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は西側水路に放流します。境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします
議 長	ただいま、1番について、調査の報告が前田推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。 それでは、2番について、事務局より議案の説明をお願ひします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、2番について調査の報告を坪根委員にお願ひします。
2番 (坪根)	(2番の申請地の場所について説明) 2番について報告します。転用目的は、一般住宅用地です。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は水路に放流します。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただいま、2番について、調査の報告が坪根委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。 それでは、3番について事務局より説明をお願ひします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、3番について調査の報告を橋本委員にお願ひします。
1番 (橋本)	(3番の申請地の場所について説明) 3番について報告します。転用目的は、宅地分譲用地(5区画)です。生活排水は下水道に接続します。雨水排水は道路側溝に放流します。ご審

	議	長	議よろしくお願ひします。
	議	長	ただいま、3番について、調査の報告が橋本委員よりありましたが、異議はございませんか。
	全委員		(異議なし)
	議	長	異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。 それでは、4番について、事務局より議案の説明をお願いします。
	事務局	(井倉)	議案朗読
	議	長	それでは、4番について、調査の報告を白木原委員をお願いします。
	4番	(白木原)	(4番の申請地の場所について説明) 4番について報告します。転用目的は、建売分譲用地(3区画)です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に市道側溝に放流します。ご審議よろしくお願ひします。
	議	長	ただいま、4番について、調査の報告が白木原委員よりありましたが、異議はございませんか。
	全委員		(異議なし)
	議	長	異議なしと認め、4番について当委員会は許可と致します。 それでは、5番について事務局より説明をお願いします。
	事務局	(井倉)	議案朗読
	議	長	それでは、5番について、調査の報告を奥委員をお願いします。
	5番	(奥)	(5番の申請地の場所について説明) 5番について報告します。転用目的は、一般住宅用地です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に水路に放流します。ご審議よろしくお願ひします
	議	長	ただいま、5番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。

全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、5番について当委員会は許可と致します。 それでは、6番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、6番について、調査の報告を濱田推進委員にお願いします。
黒土推進委員	(6番の申請地の場所について説明) 6番について報告します。転用目的は、展示場用地です。雨水排水は隣接水路に放流します。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、6番について、調査の報告が濱田推進委員よりありましたが、異議はございませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。 それでは、7番から10番について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (井倉)	議案朗読
議 長	それでは、7番から10番について、調査の報告を田畑委員にお願いします。
6番 (田畑)	(7番の申請地の場所について説明) 7番について報告します。転用目的は、工場用倉庫用地です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に水路に放流します。  (8番の申請地の場所について説明) 8番について報告します。転用目的は、一般住宅用地です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に水路に放流します。  (9番の申請地の場所について説明) 9番について報告します。転用目的は、駐車場用地です。雨水排水は自

	<p>然浸透です。</p> <p>(10番の申請地の場所について説明)</p> <p>10番について報告します。転用目的は、集合住宅用地(1棟)です。生活排水は合併処理浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に水路に放流します。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、7番から10番について、調査の報告が田畑委員よりありましたが、異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、7番から10番について当委員会は許可と致します。</p>
議案審議 議第7号 議 長	<p>議第7号の非農地証明願に関する件について、1番より議案の説明をお願いします。</p>
事務局(桑島)	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>ただいま非農地証明願に関する件について、事務局より説明がございましたが異議はございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議はございませんので、非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。</p>
議案審議 議第8号 議 長	<p>その他について</p> <p>議題8号その他について事務局から説明をお願いします。</p>
用松局長	<p>(別紙議案のとおり)</p>
議 長	<p>それでは総括を進めたいと思います。</p> <p>議第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。</p> <p>議題2号、空き家バンク附随農地について当委員会は承認といたしま</p>

す。

議第3号、農地利用集積計画(案)について当委員会は承認といたします。

議第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。

議題5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。

議第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。

議第7号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。

以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、第1回定期総会を閉会いたします。